

## 小林勝・労契法20条裁判 第一回控訴審開かれる

本年5月30日の東京地裁の不当判決を受け、一審原告側はすみやかに控訴手続きを進めてきたところであるが、去る9月11日、東京高裁第一回控訴審が開かれた。裁判長は白井幸夫氏、他の裁判官は中山典子、小田真治の2氏である。

この日、加藤晋介弁護士から口頭で、控訴理由書に「主張」の一部追加を要求した。これに対し、この日に結審、次回に判決を予定していたらしい裁判長は当惑し、3裁判官で協議した上でその提出を認めた。但し、提出は10月11日まで、これに対する被控訴人（一審被告）の反論書の提出は11月10日までと期限を定め、次回には結審すると表明した。

**次回弁論は11月11日（月）、午後3時より、424号法廷で開かれる。**

予想されたこととは言え、白井裁判長の結審を急ぐこの態度から、控訴審の判決についてはほとんど全く期待の持てないことが明らかとなった。

ところで、この日の二日前に中山裁判官から加藤弁護士宛てに「当日の裁判終了後に和解の可能性について意見を聞きたい」旨打診があり、終了後1時間程度協議が行われた。

それによると、白井裁判長は本年1月30日に東京地裁の江原裁判長あて、中央学院大学側が出した「和解案」の内容を知らなかったことがまず判明した。そのうえで控訴人側からその内容を聞き終えた裁判長は、被控訴人（当日参加者は柴谷弁護士、冠地理事）を呼び出し、この内容に沿った和解を検討することの可能性を質したところ、彼らは「持ち帰り検討する」と表明したという。裁判長は更に控訴人にも和解案を検討するように指示し、こちらもち帰り検討することを約した。

弁論終了後、支援する会等の傍聴者は弁護士会館に移動し、弁護団から報告を受けた。

結審から判決まで、残された日数は多くない。中央学院側はそもそも新たな和解案を出さないだろうし、出しても本年1月の「和解案」を更に値切った卑劣なものとなるだろう。

わが支援する会は知恵と力を振り絞り、中央学院側を更に追い詰めていく決意である。

なお、1月の中央学院大学の和解案なるものは、

①小林勝を理事長の特命として2018年4月～2019年3月の1年間（日付の誤りではない）、「専任教員」＝「正教授」として採用したものとする。

②1年分の正教授としての報酬を935万円支払う。非常勤講師として既に支払った報酬はそのままとする（その分の減額はしない）。

③なお、2019年3月末をもって小林勝はCGUとの雇用関係を継続しない（非常勤講師としても雇わない）。

④更に、条件として、全国教職員組合のブログでの大学側への批判は削除すること。

⑤小林勝に関する一切の問題は一括して解決したものとする。

というものであった。原告側は、この和解案なるものの最大の狙いは小林勝を本学から追放し、労働組合の弱体化をうながすことにあると捉え、拒否したところである。

以上（文責N）